

離婚後の「共同親権」制度の概要

—— 改正民法のポイント

民法改正により、離婚後の親権は、従来の「父母の一方のみ」（単独親権）に加え、「父母の双方」（共同親権）とすることが可能になりました。いずれの場合も、判断の基準となるのは常に「子の利益」です。

Q 共同親権か単独親権かは、どのように判断されるのか

父母の協議で定められない場合は、**家庭裁判所**が「子の利益」の観点から判断します。改正法上、**共同・単独のいずれかを「原則」とする位置づけはなく**、個別の事情に応じて決定されます。

必ず単独親権となる場合

- ▶ 子の心身に害悪を及ぼすおそれがあるとき（虐待のおそれ等）
- ▶ DVのおそれ（身体的暴力に限らず、精神的・経済的DV等を含む）があり、父母が関わりを持つこと自体が相当でないとき
- ▶ 対立が深刻で、最低限の協力関係の構築すら見込めないとき

上記に当たらない場合は総合考慮

- ▶ 従来の親権行使・養育への関与、養育費の支払状況など親としての責務の履行
- ▶ 子の心情・意向（年齢が上がるほど重視されます）
- ▶ 子の利益のため**最低限の意思疎通・協力**が可能な関係か（友好的な関係までは要求されません）

Q 共同親権となった場合の親権行使の方法

父母が共同で決定すべき事項

子の監護・養育に関する重要事項

- 教育** 進学先の決定、入学・在学契約の締結、転校・退学の手続
- 居所** どちらの親と同居するか、転居（居所の指定・変更）
- 医療** 手術等、心身に重大な影響を与える医療行為の決定
- 財産** 子名義の口座の開設・まとまった出金、財産の処分、契約の締結
- 身分** 子の**氏の変更**手続、再婚相手との**養子縁組**の承諾（15歳未満）

父母の一方が単独でできる事項

日常の行為・急迫の事情がある場合

- 日常** 食事・身の回りの世話など、**監護・教育に関する日常の行為**
- 習い事** 塾・習い事の選択、高校生のアルバイトの許可など
- 医療** 風邪などの**通常**の受診・治療、一般的な予防接種
- 急迫** 子の利益のため急迫の事情があるとき（**DV・虐待からの避難**のための転居等）

Q 重要事項について父母の意見が対立した場合

1 父母間の協議

進学・転居等の重要事項は、まず父母間で協議して決定します。

2 家庭裁判所への申立て

協議が調わない場合、父母の一方は家庭裁判所に審判等を申し立てることができます。

3 「親権行使者」の指定

裁判所が、**当該事項に限り**単独で決定できる親（親権行使者）を指定します。子の状況・意向を的確に把握し、子の利益に沿った判断を期待できる親が指定されます。

最適な選択は、個別のご事情により異なります。

共同親権が適しているか、単独親権を求めるべきか、また共同親権下での具体的な取り決めについては、ご家庭ごとの事情を踏まえた検討が必要です。まずはお気軽にご相談ください。

定禅寺通り法律事務所

弁護士 下大澤 優